

津波警報等発表時の避難指示発令区域の変更について

1 趣旨

これまで市では、津波警報等の種類にかかわらず、令和4年3月に岩手県から公表された「津波浸水想定区域」を対象として、一律に避難指示を発令してきましたが、国のガイドラインの見直し、海岸堤防の整備完了、水門・陸閘施設の自動閉鎖システムの運用開始など、地震・津波対策の現状を踏まえ、令和8年6月1日から、避難指示を発令する区域を変更するものです。

2 内容

津波警報及び津波注意報発表時の避難指示発令区域について、次のとおり変更します。
なお、大津波警報発表時の避難指示発令区域については、変更はありません。



種 類	避難指示の対象区域（変更後）
大津波警報	岩手県公表の最大の津波浸水想定区域
津波警報	【海岸堤防等がある区域】 海岸堤防等より海側の区域 (例) 大船渡港（野々田地区～永浜・山口地区～清水地区）、大船渡漁港（大船渡市魚市場～下船渡地区、細浦地区）、門の浜漁港、泊里漁港、蛸ノ浦漁港、合足漁港、綾里漁港、小石浜漁港、泊漁港、越喜来漁港、崎浜漁港
	【海岸堤防等がない区域】 岩手県公表の最大の津波浸水想定区域 (例) 碁石漁港の恵比寿浜、赤土倉漁港、船河原地域、長崎漁港、外口漁港、小路漁港の小路・田の尻、野野前漁港の野野前地区、砂子浜漁港、鬼沢漁港、越喜来漁港の浪板地区、小壁漁港、増館漁港、吉浜漁港、扇洞漁港、根白漁港、千歳漁港、盛川河川敷
津波注意報	海岸堤防等より海側の区域、岸壁、海岸付近、盛川河川敷

3 運用開始日

令和8年6月1日（月）午前0時